

新潟県労働委員会使用者委員候補者の推薦について（公告）

第49期新潟県労働委員会使用者委員の辞任（1人）に伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び同法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次の要領により、第49期新潟県労働委員会使用者委員の補欠の推薦を求める。

なお、補欠委員の任期は、前任者の残任期間（令和9年1月31日まで）である。

令和8年6月12日

新潟県知事 花 角 英 世

第49期新潟県労働委員会使用者委員補欠候補者推薦要領

1 労働委員会使用者委員候補者

(1) 候補者を推薦することができる団体

新潟県の区域内にのみ組織を有する使用者団体であって、労働問題を取り扱うことを主な目的又は業務の主要な部分としているものであること。

(2) 候補者の資格

労働組合法第19条の4第1項に該当しない者であること。

2 推薦手続

(1) 提出書類

ア 別記様式の推薦書 1通

イ 候補者の履歴書（横書きのもの） 1通

ウ 候補者の委員に就任することについての内諾書 1通

(2) 書類の提出先

新潟県産業労働部しごと定住促進課

3 推薦期間

令和8年6月12日（金）から同月19日（金）まで

別記様式

推 薦 書

令和 年 月 日

新潟県知事 様

推薦者 主たる事務所の所在地
団体名
代表者氏名 印

労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定により、新潟県労働委員会の使用者委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

| (ふりがな) 氏 名 | 年齢 | 所属会社又は事業場及び地位 | 備考 |
|---------------|----|---------------|----|
| | | | |

注 推薦する委員候補者の数に制限はありません。